

山梨県公報

第二千二百四十九号

平成二十四年

八月二日

木曜日

目次

家畜伝染病の発生(二件)……………四四七
家畜等の移動を禁止する区域の指定(二件)……………四四七
有害図書類の指定……………四四八

公告

平成二十四年度製菓衛生師試験の実施……………四四八
指定保安林の所在不分明通知(二件)……………四四九
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………四五〇
随意契約の相手方の決定について……………四五二
都市計画の決定図書の縦覧……………四五三

技能検定員等審査の実施……………四五三

告示

山梨県告示第二百八十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	三群	北杜市 白州町	平成二十四年七月十八日

山梨県告示第二百八十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二群	北杜市 長坂町	平成二十四年七月二十三日

山梨県告示第二百八十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市白州町白須(柳原、南田、中村、上屋敷、南坊田、堰口、花木、桜井、竹宇、大除、坂下、当本、所帯、荒井田、北原、竹花、馬飼場、大島、雑木、大原、大平の地域に限る。)、北杜市白州町鳥原(内屋敷、大島、苗林、向林の地域に限る。)、北杜市白州町花木(鹿倉、大平、大久保、後田の地域に限る。)、北杜市白州町台ヶ原(古町、山田、川平、唐桃平の地域に限る。)、北杜市白州町横手(古御所、上北田、下北田、西之久保、久保頭、本村耕地、上勘定地、上ノ山、姥石、川久保、栃平、宮沢の地域に限る。)、北杜市小淵沢町下笹尾(植木林、頭佐沢、松ヶ久保、岩下、鳩谷の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十四年七月十八日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の

指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百八十八号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市高根町上黒沢（沢田、西久保、宮尾根、前田、中久保、東久保の地域に限る。）、北杜市高根町下黒沢（東入、大日向、前田、宮渡戸、日影田、向大下、横山八斗蒔の地域に限る。）、北杜市長坂町大八田（石原田、小糠田、塚原、柳坪、道添、門田、池之窪、栗林、久保池、曲田の地域に限る。）、北杜市長坂町渋沢（清水、赤羽根、佃、宮川、関下、室久保、山本、社宮寺、外久根、西屋敷、新寺、前田、油田、飯塚、寺前、大日影、神田、和田、平蔵久保、池之窪、鬼坂、段道、大久保、上町、中町、下町、下原の地域に限る。）、北杜市長坂町塚川（相吉沢、山崎、原久通、上久通、鍛冶屋森、大之田、原町、山寺平、飯又、古宿、五味屋敷、石塚、古屋敷、二丁橋、西久保、塚之越、頭無、細田、東前田、泥里、下村、宮久保、勝見の地域に限る。）、北杜市長坂町中丸（下深沢、深沢十二曲、赤子坂、花水の地域に限る。）、北杜市長坂町長坂上条（藤塚、反田、龍僧、西久保、酒呑場、西新井、中反、向田、錨田、東村、中村、西村、西田、宮久保、蟻塚、東田、狐窪、牛池、大日向、長大地、十二曲、五郎田の地域に限る。）、北杜市長坂町長坂下条（新居、北村、西久保、牛巻、向原、清水頭、古更、下屋敷、相吉窪、上松、前田道上、相吉、龍角、紺屋の地域に限る。）、北杜市長坂町夏秋（水頭、神田、松林、次郎田、大大神、頭無、堅木、柳田、下之前、向田、横山、夏秋田、上之屋敷、西之久保、宮久保の地域に限る。）、北杜市長坂町日野（上日野、池平、下日野、片瀬、姥久保の地域に限る。）、北杜市白州町台ヶ原（花水の地域に限る。）、

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十四年七月二十三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の

指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百八十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十二号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十四年八月二日から施行する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
miniSUGAR 7月号	(株) 大都社
miniバラ 6月号	(株) 竹書房
35歳からの恋愛REAL	(株) メディアックス
BOY, SPIAS	(株) ジュネット
普遊舎ムック「EX流出大全」	(株) 普遊舎
月刊実話ドキュメント7月号	(株) 竹書房
チャンプロード7月号	(株) 笠倉出版社
人殺し大百科 新装版	(株) データハウス

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 平成二十四年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十四年十一月二十八日（水）午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市朝気二丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法

住所地を所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成二十四年十月一日（月）から同月五日（金）までの毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、山梨県外に住所を有する者のうち、郵送による受付を希望する場合には、書留郵便とし、同月一日から同月五日までの消印のあるものを有効とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを一枚）
- 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成二十四年十二月十四日（金）午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八九）に問い合わせること。

● 指定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大城字中の山一六二六（次の図に示す部分に限る。）	望月主男

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 指定保安林の告示

平成二十四年六月八日農林水産省告示第千五百三十四号

● 指定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市箕子町黒野田字六沢九八七、九九五	天野忍

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字六沢九九五（次の図に示す部分に限る。）、九八七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 指定保安林の告示

平成二十四年六月十一日農林水産省告示第千五百五十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町樋之上字針原一九〇	望月晴雄
南巨摩郡身延町樋之上字針原二五一	名取市次郎
南巨摩郡身延町樋之上字大日向二六四	望月文哉
南巨摩郡身延町大袋字川戸頭三三四	佐野秀章
南巨摩郡身延町身延字鳶澤五九七の一、五九七の内	小野清、小野康

一、六一九、六一九の内一、六二一の内一、六三〇の内一、六三〇の内二

南巨摩郡身延町波木井字街登九三七、九三八

南巨摩郡身延町波木井字北向二九九四

南巨摩郡身延町丸滝字大日向九九八の四

南巨摩郡身延町下山字宮向一二二五七

南巨摩郡身延町下山字宮向一二二五九、一二二六三

南巨摩郡身延町下山字宮向一二二六四、一二二六六の二

南巨摩郡身延町下山字宮向一二二七三

南巨摩郡身延町下山字八幡林一二九〇

南巨摩郡身延町下山字八幡林一二九二、一二九三

南巨摩郡身延町下山字仙王四四二七

南巨摩郡身延町大城字西の草里一九五三

南巨摩郡身延町相又字石原草里二二九五の二

遠藤くま、坂上博、武田栄六、千頭和静、千頭和三千年、千頭和実、千頭和勘治、千頭和半七、千頭和之夫、千頭和かねよ、千頭和武雄、千頭和民造、千頭和孝、望月政秋、望月甲子男、望月増藏、渡辺まつよ	佐野久之丈
佐野タキ子	佐野久之丈
佐野大作	佐野久之丈
望月正春	望月久之丈
望月いそ子	望月久之丈
遠藤仙之助	望月久之丈
服部信義	望月久之丈
松木巨	望月久之丈
望月保基	望月久之丈
村松語朗	望月久之丈
小池三雄	望月久之丈

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年七月五日山梨県告示第二百四十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡身延町清子字矢林六一六	大澤絹子
南巨摩郡身延町清子字船越一三四二の一	佐野幸明
南巨摩郡身延町光沢子神田二五四三	佐野清子
南巨摩郡身延町波木井字坂日向二五六一	藤田常治
南巨摩郡身延町下山字長谷五六五四の三	圓崎修二

南巨摩郡身延町大島字長野六四三二の内八、六四三三山口和子 一の内九、六四三三の内一〇	南巨摩郡身延町相又字南澤三六五七	南巨摩郡身延町相又字南澤三六五〇
	望月辰巳	千頭和光吉、千頭和圭造、千頭和清秀、望月義夫、望月貞義

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 身の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年七月九日山梨県告示第二五五十二号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年八月二日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方	横 内 正 明
通知の相手方	

南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三三六	南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三三八の二	南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三五一、四三五五
久保善孝	佐野席吉	千須和きく子

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 身の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年七月九日山梨県告示第二五五十三号

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年八月二日

随意契約に係る役務の名称及び数量	山梨県知事 横 内 正 明
県政情報発信事業（甲州ワインキャンペーン）業務委託 一式	
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	
山梨県産業労働部産業支援課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号	

- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十四年五月二十八日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社電通 東京都港区東新橋一丁目八番一号
- 五 契約金額
九千九百万円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 都市計画の決定図書の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により笛吹市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
平成二十四年八月二日

- 一 都市計画の種類
笛吹川都市計画ごみ処理場
（一）号 甲府・峡東地域ごみ処理施設
- 二 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。
平成二十四年八月二日

- 一 審査の種類
山梨県公安委員会
委員長 井上利男

- 1 技能検定員審査
大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査
- 2 教習指導員審査
大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
- 二 審査日時及び場所
1 審査日時
平成二十四年九月四日（火）、九月六日（木）及び九月七日（金）の午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

- 1 期間
平成二十四年八月七日（火）から平成二十四年八月二十二日（水）まで
- 2 場所
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査
技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査
教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
1 技能検定員審査
（一）大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千五百円
（二）普通自動車免許
一万九千六百五十円
（三）特定第一種運転免許
一万四千五百円
（四）大型自動車第二種免許等

二万千八百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千円

(二) 普通自動車免許
一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許
九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等
一万二千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課
(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す
るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けよう
とする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又
は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申
請すること。